

# 農協改革とTPP交渉

石原健二

## 1. ここまで来た農協つぶし

### (1) 合意事項の4つの柱

15年2月9日、政府・自民党と全中は今国会に提出される農協改革法案などの骨格について合意した。その内容は ①全国農協中央会（以下、全中）を19年までに一般社団法人とする。②全中が全国監査機構の下に行っている監査制度を全中から分離し、公認会計士法に基づく監査法人を新設し、資金量200億円以上の農協は、新たな監査法人化か一般監査法人を選択し、公認会計士の監査を受ける。③都道府県農協中央会は連合会化を意図する。④農協法7条の目的に農協が「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」とし、「事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業分量配当に充てるよう努めなければならない。」とした。

今回の農協改革は、当初、全中・都道府県中央会の解体を求めるものではなかった。むしろ全農と農協の関係の、組織上の役割を検討し、変えることにあった。したがって、14年6月10日の与党の取りまとめ案では「事業や組織のあり方については農協内の検討を踏まえる」としていたのである。全中はこのため組織内に総合審議会を設置し、対応を検討してきている。他方、農協改革を提言した規制改革会議のワーキング・グループ（WG）も、13年9月からの検討において、全中の農協指導などについて問題があるとの指摘もない。また、14年6月の政府の「規制改革実施計画」にも、「中央会は経済活動を行ってはいず、信用事業についてはJAバンク法によって農林中金に指導権限が移っていることから、農協間の連絡調整・行政対応などの役割を明確にすべき」とされている。ところが6月24日の農林水産業・地域の活力創造本部で、安倍首相は「農協法に基づく中央会制度は存続し得ないことになる」と述べ、突如全中廃止を明らかにし、農協改革の目玉としたのである。

## (2) 矛盾だらけの合意事項

今回の農協改革は矛盾に満ちている。第1に全中を一般社団法人とする理由が明らかにされていないこと。第2に全中・都道府県中央会が農協法に基づき行ってきた自主監査制度を全中からはずし、200億円以上の貯金量の農協は、公認会計士による会計監査を義務付けることとしている。農協の自主監査制度は戦前から行われ、農協法の下にあって監査連合会で行われたことがあるが、全中成立とともに中央会の業務とされている。2007年の金融自由化での農協改革でも当時の若林農水大臣は「中央会における農協指導と監査は車の両輪となって有効に機能している」と評価し、13年9月の自民党への政府資料でも「全中監査の独立性は確保」とされ、「(会計)監査の質も確保」とされているとされている。農協の監査に公認会計士・税理士の採用を要求した国会議員は以前からいるが、連合会と異なり総合農協の業務の広さから到底一人二人の公認会計士では監査できないのである。そのため政府公認の監査士制度の下で、数科目の厳しい試験を実施し監査士を認定し、監査を行っている。一般監査法人との選択制となったとはいえ、分離する必然性はない。

次に問題なのは農業協同組合法（農協法）8条の改正である。これまでの8条は「組合員および会員のために最大奉仕を目的」とし、協同組合原則に基づき「営利を目的としてその事業を行ってはならない」としていたが、それに替わって「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」となった。これまで監査の際の重要な項目として、非営利の事業展開の確保を義務付けてきたが、このように協同組合原則を否定することは初めてで、協同組合に無知であることをさらけ出している。しかも「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」と強要している。対象となる農業者は認定農業者・農業生産法人などで、農協に組合員の選別を強制している。そのうえ、その目的を達成するため「事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業分量配当に充てるよう努めなければならない」（7条3項）とまことに親切な配慮である。1995年国際協同組合連盟（ICA）は新たな協同組合原則を定め、各組合員への剰余金の還元のためには利用高配当と、組合員が認める活動を支援するための剰余金の充当（蓄積）を認めたものの、利益を目的とするものではない。協同組合の知識がない者が書いたのであろう。協同組合原則を踏みにじってまでも、農協は政府の政策を支援せよと言うに等しい。農水省は農業基本法が成立した60年以後、自立経営農家の育成を掲げているが、このときの農協全国連、全中、農林中金、

全販連の会長はすべて農林事務次官経験者であったが、自立経営農家の育成は農協にそぐわないとして賛意を示していない。農協以前の産業組合が自作農中心の組織であり、小作農も参加する協同組合であったことを十分認識していたからであろう。したがって農業基本法の下で始まった農業構造改善事業に農協は、参加できなかったのである。農協は専業農家の育成のみに関わることなく、つねに集落全体の営農に着目し、農地の維持と生産の確保、農家生活を守ってきたが、同時にそのことによって地域社会が維持されているとも言えよう。農協の現状と地域の実情を把握すらせず、その廃止をもくろむ真意はどこにあるのだろうか。

## 2. 狙いは企業による農村市場の席卷

### (1) 全農と農協の経済事業が標的

第2期安倍内閣の農政は「攻めの農林水産業」とされているが、財界の求める農政を鵜呑みにしたもので、TPP妥結を前提とした政策である。農協改革はその柱の一つなのである。その口火は規制改革会議が提言し、具体策をそのワーキング・グループ(WG)が示していたもので、全中解体は14年5月13日に出されている。しかし、与党の農協改革案の中心は全農と単位農協との分断に狙いがあったため、6月10日の与党内の検討で全中問題は「農協内の検討を踏まえる」としていた。6月に出された与党取りまとめの改革案でも、農協改革の目的は、第1に「農業者、特に担い手から見て、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となると思える改革とすることが必須」となっている。第2は「高齢化・過疎化が進む農村社会において、必要なサービスが適切に把握できるようにすること」。第3は「農業者が自主的に設立する協同組織という農協の原点を踏まえ、これを徹底することが重要」。第4は「農協批判を収束させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要」としていたのである。

この目的の第1は農水省の要求であり92年以後、農政の対象を認定農業者と農業生産法人に絞ったときから農協に同調を求めてきたものである。また第2、第3は農協に地域社会での貢献を求め、協同組合主義の高揚を唱えているが、近年は政府が農協の地域社会への運動を制限する動きに出ているのが現実である。第4の農協批判云々は、財界等企業サイドからのものが圧倒的で、農村市場への進出を狙う企業等の批判

は全く抑えられていない。

## (2) 農協事業のあり方

与党取りまとめの改革案では農協事業のあり方として、農産物の販売事業と生産資材等の購買事業に視点が充てられている。販売事業では単位農協の「買取り販売」を提言している。農協の販売事業は戦後、経済統制撤廃とともに農産物の市場価格の乱高下が起こり、買取り販売によって、大きな赤字を出し、倒産が相次ぎ、整備促進法の発令となって再建した経験を持ち、その結果「委託販売」を原則としてきている。つい10数年前、全酪連が生乳の買取りを行っていたことから破綻に瀕したことは記憶に新しい。農産物価格の投機性を回避する方策として採られている委託販売方式を買取り販売とする理由はなにか。企業との競争裡に農協を曝すことにあるのであろう。そこで農協が淘汰されることを待ち望んでいるのかもしれない。

生産資材については全農・経済連と企業との徹底比較のうえ、もっとも有利な選択をするよう記されている。飼料・肥料・農機具などは長く農村市場において農協・企業・商店との競争の下にあり、並存しているのが現実である。値上げは農協が主導、値引きは業者が通例であろう。したがって農業者は十分選択しており、それゆえ飼料・肥料・農機具さんが農村に存在している。農協も比較優位な事業を展開しなければ立ち行かなくなっている。こうした指摘も何をかいわんやである。

金融・共済事業については、14年5月、在日米穀商工会議所（ACCJ）が農協の信用・共済事業の管轄を農林水産省から金融庁への移管を提言している。以前、郵貯・簡保改革の際も同様の提言がされているが、いよいよ農協の資金が狙われているのである。今回の農協改革で金融・共済事業は農林中金・信連への事業譲渡、農協の農林中金等への支店・代理店化を促している。この方向はJAバンク法制定以後出されているものの、農協から金融・共済事業を分離することが目指されている。まさに、金融庁への移管の動きと一致している。すでにこれら事業が分離された生協・漁協等の経営実態は、容易に推奨すべき措置とは言えないのが現実であろう。代理店化した場合、営農事業資金の調達が可能ではなくなり、問題が多いのである。

また、農協の理事の構成につき、認定農業者や農産物販売などの経営のプロも求めている。しかし、こうした理事への登用もすでに必要に応じて行われており、若手・婦人の参加も随時行われている。農業生産法人への企業参入の場合と同様、有無を言わず企業参入の権限を得させようとの意図と思われる。これも協同組合の理念から

程遠いものと言えよう。

さらに准組合員を正組合員との関連で制限する方向と、組織の株式会社化・生協への変更が可能としている。これらは今後の都市農協等の対処方針となるのであろうが、問題が多い。

### (3) 連合会・中央会のあり方

農協に加えて全中、全農・経済連をはじめ農林中金・信連、全共連、厚生連についても改革案は言及している。全農・経済連については「農産物の有利販売に資するため、大口需要者との安定的取引関係を構築」、農協が全農・経済連を通じる販売にするか否かを選択させる。農業・食品産業の発展に資する経済活動を経済界と連携して積極的に実施する、と言う。現在、農協による系統利用に強制はなく選択とされており、食品産業への参入も可能な場合は実施されている。大口対策は協同組合原則を柱に農協法成立から行われていることである。あえてこれを強調することは小規模・兼業農家などへの協同組合の経営特性を否定することとなる。政府・与党としてとるべき対応策なのだろうか。また、食品産業への出資等については六次産業化を含め、条件のそろったところでは取り組まれており、取り立てて奨励の要もない。農村への企業進出をより促すためのものでしかない。

農林中金・信連、全共連については農協の事業譲渡をここでも促しているが、農協の金融そのものの本質は当座貸越しにあり、協同組合金融では特に北海道に見る組合員勘定、どこの農協でも行われている購買事業における掛売りが出来ることにある。しかも、農協内はもちろん、これまでもいくたびとなく、破綻に瀕した農協を相互扶助の原則で全国の農協が支援し、再建してきている。農林中金自体リーマンショック時、自ら招いた2兆円の赤字を系統からの資金で穴埋めしてもらったことを忘れてはいないであろう。これが相互扶助の金融である。80年代の半ばから90年代にかけ、金融自由化の下で、農協は資金量による合併を繰り返し、その結果1県1農協の出現ともなっているが、農協による金融事業の事業譲渡は農林中金1本とする金融合理化とも言え、農協、否、協同組合金融とは言えない。しかも農協の金融事業分離に直結することは自明であり、農協経営そのものの破綻に結びつくものである。

連合会・中央会の組織のあり方では、特に全農については株式会社への転換を可能とすることを明記している。全農は独占禁止法の適用除外の排除による影響を検討し、問題なき場合は株式会社への移行を検討することとなっている。農林中金、全共連も

民間金融機関・金融庁との検討を行い、農協出資の株式会社に転換することを可能にする方向を示している。

これらを見ると全中のみならず、農協の協同組合としての存続は危ない。5年後どのようなようになるのか、一般企業との区別がなくなるのだろうか。まさに農業協同組合廃止の方向である。

#### (4) 5年間の集中推進期間と農業委員会等の改革

農協改革の与党案の内容は以上のようなもので、これを5年の集中推進期間において検討することとした。5年間とは、農業政策で、転作廃止など米対策廃止の時期と同時期となるのである。そして農業委員会（農委）の改革も同時に出されている。

農委は2009年の農地法改正により、その権限が大幅に縮小され、農地の取得、賃貸借、転用に関わる業務が都道府県知事、市町村長等に異動したため、今回の改革案では農委の業務は担い手の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進とされている。農地転用違反に対しても「権限を持つ都道府県知事への行使の請求が出来る」とまで縮小されている。農業委員会の委員は、これまで公共性を旨として公職選挙法に基づく選出方法をとっていたが、改革案では市町村議会の同意を要件とする市町村長選任制となり、委員会の過半を認定農業者とすることとしている。農業委員会は農地制度の大幅変更によりその役目が変わり、東畑精一がかつて産業組合とともに「農業政策の別働隊」と位置づけた農業団体は消滅に近づいている。

農協・農委の先行する団体はいずれも日清戦争後に設立されている。1899年地主の団体として農会が、1900年自作農を中心に漁業者、中小商工業者を含めた協同組合として産業組合が作られている。農会はその後、帝国農会として農産物の作物振興と小作問題、戦後は農地法の下で農地の管理運営を担ってきた。他方、産業組合は経済の発展とともに中小企業、生活協同組合が分離し、戦後は農協、漁協、林業組合となり、より一層機能別となったのである。農業政策の別働隊とは、大正の米騒動、小作争議の頻発により米価政策、自作農創設維持政策が講じられるようになるが、その政策の実行団体となるのである。世界的な農業恐慌の影響も受けた1930年代には救農土木事業、小作農を含めた集落組織の育成、戦時下では食管法の成立となって、農業団体も巨大化する。戦時下ではこれらが農業会に統一され、戦後の農政においても米の食管と農地法を柱に運営され、農協・農委ともまさに農政の実行団体＝別働隊として機能してきている。1990年代以後の農政の転換から食糧自給を柱とする政策が消え、農地

法も廃されるとともに、T P P交渉を前に農業政策が消滅し、農業団体も必要とされなくなったと言うしかない。

### 3. 終末に近いT P P交渉

#### (1) アメリカの強引さと日本の妥協

T P P交渉は太平洋を囲むシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの四カ国が2005年に関税完全撤廃の協議を始めたのがきっかけで、今年で10年になる。

このように長引いているのは、09年にアメリカが参加し、自らの主張を始め、参加各国の対立が際立ってきたからである。日本も13年、事前に自動車、保険でアメリカへの譲歩を行い、牛肉について生後20ヶ月から30ヶ月への引き下げを行ったうえで、参加となっている。しかし、この交渉はアメリカというよりアメリカの個別企業の最大限利潤追求を代弁するもので、当初の関税撤廃と貿易制度改正という構想は困難となってきた。そのうえ、あと2年となったオバマ大統領の任期を前に、アメリカ国内では国会で共和党勢力が強まるなかで、大統領へのT P A（貿易促進権限）を与えることが難しくなっているとわれ始めている。これまでアメリカはこの種の合意があってもそれに従わない州が出てきていて、実行は完全ではない。二国間協議合意後の実行すら保証のないまま、日本では重要五品目の関税撤廃に反対する全中を農協改革で廃止し、口封じをしている。

交渉の始まりは2011年の首脳声明を前提に、2013年の日米首脳・共同声明で始まっている。14年4月の日米首脳会談で、オバマ大統領は日本の農産物に対する関税撤廃の要求を降ろし、関税撤廃を前提としない「方程式方式」に合意した、と言われている。「方程式方式」とは、関税率だけを話し合ったり先に決めたりせず、他の要素とセットで協議し一括して決める方式で、着地点を見出していくこととされている。関税率の引き上げ幅、その期間、セーフガードないし関税割り当てなどの組み合わせで合意点を求めていく方法である。

14年4月のオーストラリアとのE P A交渉は合意に達し、15年1月15日から発効している。その内容はたとえば、牛肉については国産牛と競争となる冷蔵牛肉について、関税率の削減を長期間（15年間）かけて段階的に行い、最終税率は冷凍牛肉（19.5%）よりも高い水準を確保する。輸入が急増した場合は関税率を38.5%に戻し、セーフ

ガードを導入するとしている。乳製品について、今回はバター、脱脂粉乳については除外し、加工用チーズについては国内需要増加分の輸入とし、国産チーズへの使用を利用者に義務付け、関税割り当てを設定することで守っている。

日豪EPA後の国会ではこれを受けて今後のTPP交渉は「日豪EPA交渉の大筋合意がぎりぎりの超えられない一線（レッドライン）だったことを明確に意識した上で、先の総選挙・参議院選挙での党の公約および衆参農林水産委員会におけるTPP対策決議に関する決議を遵守し、毅然とした態度を貫くよう厳しく申し入れる」との決議を行っている。しかし、14年9月の日米閣僚協議ではアメリカの強硬姿勢により、物別れに終わっている。このときアメリカは牛肉のセーフガード発動水準を、BSE発生以前の年間40万tとすることを主張したと言う。日豪EPAにおけるセーフガード発動水準もすでに消費量が減少しつつあるなかでは高いのである。それ以上の発動水準の引き上げではセーフガードの意味を成さなくなる。

2015年に入り、アメリカでは1月下旬の公聴会で、フロマン代表がTPPの現状を「最終的な輪郭が見えてきた」と述べ、日本の甘利大臣も交渉の進展を認めている。そのうねマスコミが重要5品目に関わる情報を流し始め、政府はこれによって世論の反応を見極めようとしている。アメリカではこのようなマスコミによる報道はなく、TPP問題だけで連邦議会議員に対する説明会を随時開催し、事前に委員会に提示され、交渉の現状の説明とその反応を得ているとのことである。5月連休後内閣府副大臣がアメリカの対応と同様の説明を行おうとしたところ、すぐ撤回したが、情報の公開のないまま決着をつけようというのであろうか。どのような決着がまっているのか定かではないが、現時点での農業への影響を見ておこう。

## （2） 伝えられる協議事項と農業の現実

### ① MA米の量的拡大

まず、米について。アメリカ産米を主食用として20万t規模で輸入枠を拡大（15年1月25日 日本経済新聞ほか）。これとは別にSBS米5万tを特別輸入枠として新設。また同量の主食用米を備蓄米として買い入れる案を検討中という（15年2月1日 日本経済新聞ほか）。都合30万tのアメリカ産米の輸入枠の拡大であり、早くもオーストラリアをはじめ、ベトナムなどにも同様の扱いを求められる状態と言う。

現在、MA米は年間77万t輸入されており、その47%がアメリカ産、タイ45%、オーストラリア5%となっている。1990年代初めからの輸入総量は1,353万tを超

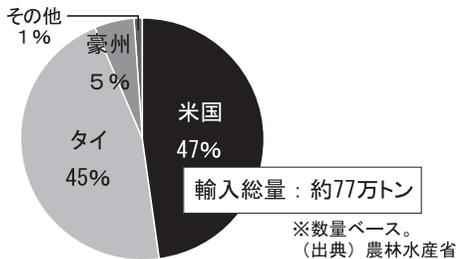
え、SBS米も9年から13年で40万t、ここではアメリカ産32%、オーストラリア17%、中国37%、タイ12%となっている。ガット・ウルグアイラウンド農業合意時の国内消費量は一人当たり年間75kg、現在は57kgと減少してきている。作付面積は210万haを超え、生産量は1,000万tであった。しかし、今年、15年の生産目標数量は750万tと250万tも減っている。〈図1〉にあるように、09年から13年の累計381万tの処理状況から見ると飼料用米48%、加工用24%、援助用19%、主食用9%となっており、主食用米が低迷するなか、餌米、加工用米、くず米などの低価格化など、影響はすでに大きい。

とくに生産者米価は、14年産米から戸別所得補償はなくなり10a7,500円の直接支払いとなり、指標価格もなくなったので、昨年秋は60kg8,000円台となっている。しかし、消費者米価は1万5千円を超えるようになってきている。大正の米騒動と同じ状況なのである。米の流通は1996年の食糧法から誰でもどこでも米は売れるようになり、現在では、農家・農協などの直販を除く実際流通する量の8割はスーパー・コンビニが支配している。米卸は総合商社によって支配されているので、総合商社が生産者・消費者米価を決めているのである。「出来秋は安く買い、消費者米価は高く売る」こととなっている。今年7月から米の市場を開設するというが、全農の株式会社化問題と併せると、県間競争がよりひどくなり、値下げ競争となる。そのなかで、輸入米の拡大はより一層の米価の引き下げ要因となる。

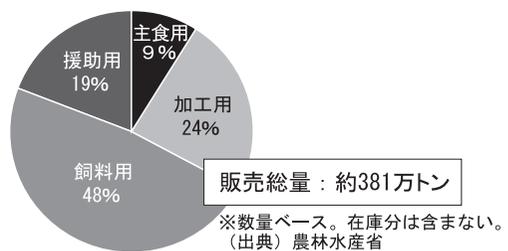
規制改革会議では現行の米価を4割引き下げ、1万円米価を提言していたが、すでに実現している。最近時、12年産の生産費調査で見ると15ha以上の農家ですら60kg当り1万1千円かかっている。戸別所得補償の指標価格は1万3,700円だったが、これは当時2ha規模の農家の生産費だった。このままでは米の自給すらおぼつかなくなる。

図 1

MA米の国別輸入割合（25年度）



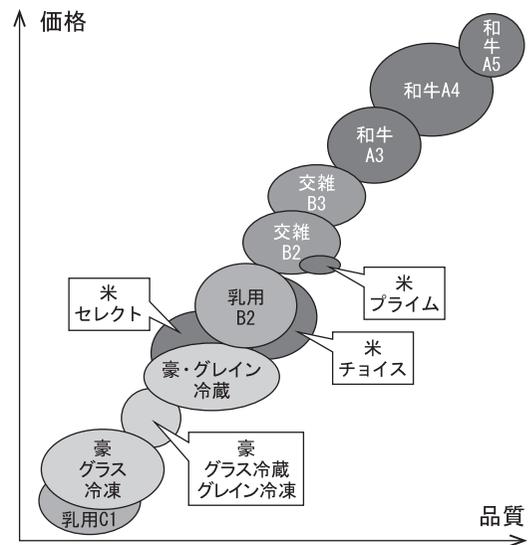
MA米の販売状況 21~25年度累計



② 牛肉のみではない影響

牛肉の関税は日豪EPA後、発効時に20%（27.5%を軸に検討）に引き下げ、10年後に20%程度に、15から20年かけて10%前後にする方向で調整すると報じられている（15年2月26日 日本経済新聞）。14年度の牛肉の主な輸入国はオーストラリア53.6%、アメリカ34.8%、ニュージーランド5.5%、メキシコ3.7%、カナダ2.4%となっている。その品質と価格の概要は<図2>のようになっている。アメリカ産の牛肉は

図2 牛肉の品質・価格



日本の畜産・酪農と直接競合関係にある。しかも、今の日本における畜産・酪農経営は、米との関係で言えば、飼料用米や稲のWCS（稲発酵飼料）の主要な受け手であり、輸入増は耕畜連携や循環型農業を根底から崩すこととなる。現在のセーフガード発動水準は前年度の輸入量の117%を超えた場合は関税率50%としているが、アメリカの要求する発動水準の引き上げは輸入量をより増大させることとなる。

③ 経営の厳しい酪農

乳製品については、生乳は国産乳が充てられているものの、経営は輸入飼料価格の動向に左右され、とくに近年UAE、中国の輸入量が急増するなかで円安も相俟って、酪農経営を圧迫している。チーズ・バターは畜産事業団が一括輸入しているものの、需要に対して輸入に頼ってきている。TPPでは、チーズについては無税または低関税で輸入する特別枠を設定。バターは国ごとの特別枠を設定し、輸入枠に上乘せる案が検討されているという（15年1月31日 毎日新聞）。2013年度の生乳生産量は745万t、輸入はナチュラルチーズが22万7千t、バター4千t、脱脂粉乳3万2千tとなっており、内外価格差は加工原料向け国内生乳取引価格が最近時kg当り63円、国際価格は24円で2.5倍となっている。国内産加工原料乳価格は関税割り当てによって保護されているものの、不足払いはかなり引き上げなければならなくなる。飼料価格の高騰と乳価の低迷、他方で和牛価格の高騰もあって乳

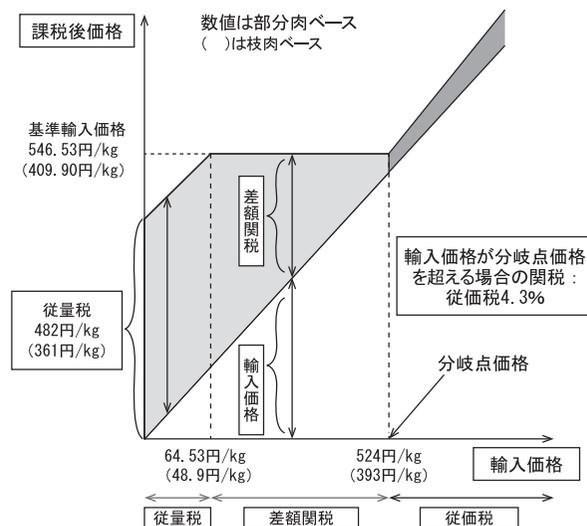
用雄子牛からほぼ1頭10万円高い、交雑種の黒毛和牛に変え、乳用子牛の確保が難しくなっている。酪農家の戸数も14年には1万8,600戸となり、10年前から見ると1万户減ってきている。酪農に関してアメリカは、ニュージーランドなどとは競争にならず、日本には液状化したホエイの輸出拡大を意図していると言われていたが、これも日本の酪農にとって容易なことではない。

#### ④ 差額関税なしとなる豚肉

国内生産額6,000億円、生産量91万tある豚肉は、内外価格差2.2倍の下、差額関税で守られている。それは<図3>にあるように、輸入価格がkg64.53円以下の場合従量税482円、輸入価格が524円以上の場合4.3%の従価税となっている。日豪EPAではこれを、従価税4.8から2.2%に削減したうえ、輸入枠を5,600tから1万4千tに引き上げたのである。

TPP交渉では、4.3%の従価税は長期間かけ撤廃（15年1月30日 日本経済新聞）、kg当り482円の重量税を10年以上かけて50円まで引き下げる（15年2月2日 日本経済新聞）。セーフガードについてはkg当り100円程度引き上げること検討（15年2月2日 同）とされている。豚肉の輸入価格は高価格部位と加工需要の多い低価格物との組み合わせで輸入されており、kg当り524円が分岐点価格とされている。差額関税は個々で輸入を防いでいるのだが、これをはずした場合、低価格部位の輸入が増え、国内生産は困難になる。

図3 差額関税制度の概要



### ⑤ 丸裸となる甘味資源とその他の作物

さとうきび（甘しゃ糖）、ビート（てん菜）、でん粉は沖縄、北海道、南九州の地域特産物として長く振興されてきた作物である。14年度の生産量はさとうきび119万t、てん菜は357万t、でん粉原料用かんしょは南九州で13万6千t、北海道のばれいしょでん粉は83万tである。内外価格差は砂糖が3倍強、でん粉原料作物は国内産kg当り49円に対し33円である。関税率は粗糖がkg当り71.8円、砂糖は103.1円で輸入糖からの調整金を財源に生産者・製造業者に対し、生産経費と販売価格の差額相当部分の交付金を交付している。さとうきびはt当り16,420円、てん菜にt当り7,260円、でん粉用馬鈴薯26,000円等となっている。関税益と調整金が交付金の財源となっている。しかし、日豪EPAでは高糖度粗糖について、一般粗糖と同様、無税としている。調整金は砂糖で500億円。でん粉は140億円を徴収しているが、甘味資源作付け交付金で150億円、国内産いもでん粉交付金30億円を出している。無税となると調整金がなくなり、交付金がきつくなり、生産の維持はきわめて困難となろう。

甘味資源のほか麦については小麦・大麦とも90%が輸入となっている。第2次関税率もkg当り小麦55円、大麦39円となっていて、国家貿易を前提とした供給管理システムの維持が必要とされている。

重要5品目に関する日本のマスコミの報道は小出しに行われているが、牛肉、豚肉、乳製品、米などで、低・無関税枠を設定し、枠を超えた場合関税を引き上げる案を提示しているとの情報もある。形としてはセーフガードをとり、国内的にはそれぞれ緊急的な措置を講ずることによって当面切り抜けようとしているようである。

TPPに関わる二国間協議は5月連休明けとされていたが、アメリカの国内事情から進んでいない。それにしても情報公開がされないなかでどのような結着となるのか予測がつかない。西村副大臣の『お粗末』のみならず、5月15日に行われた渋谷審議官の説明会もおざなりなものだった。世界的に強まる情報公開のなか、早急な公表をまず求めたい。

（いしはら けんじ 元立教大学特任教授）

キーワード：全国農協中央会／協同組合原則／非営利の事業／  
信・共事業の分離／MA米とSBS米